

IFRS 導入の方法と財務情報の比較可能性

The Approach of Jurisdictions to IFRS and the Comparability of Financial Information

鷺 津 泉 *

Izumi WASHIZU

はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) は、会社の財務情報を均一化し、比較可能にすることを目指して財務情報の利用者のために高品質な一組の会計基準を開発している。その努力が認められて、現在、多くの国が国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) 導入を表明している。そのため以前より、財務情報の比較可能性は高まっている。しかし、実際には国ごとに事業、税制、監査および規制といった相違があったり、各国が国益を優先していることなどにより、各国における IFRS 導入の程度や方法は一様ではない。「IFRS 採用」といってもその内容は不明確であり、「IFRS 採用」の意味を検討する必要がある。

そこで、本論文はこの問題に関連する入手しうる文献に基づいて、1. 各国の IFRS 導入方法を分類し、2. IFRS による財務情報の比較可能性とは何かを論じる。それを前提として、3. これに重要な影響をもつアメリカ (US) の IFRS 導入戦略を検証する。最後に、これまでの IFRS 導入方法の検討にしたがって、4. 日本の IFRS 導入方法を整理し検討してみる。

第1節 各国の IFRS 導入方法

IASB は IFRS を各国に強制する権威をもたない。これは US の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) を含め、大多数の基準設定者も同様である。そのため、一組の基準、例えば IFRS はいくつかの異なった方法で国

* 中部大学経営情報学部非常勤講師－会計学

Part-time Lecturer, College of Business Administration and Information Science, Chubu University - Accounting

および地域（以下、各国）に受け入れられる可能性がある。

このため、IFRSの各国への導入方法は2つに大別される。1つは、基準設定者の基準設定プロセスを採用することであり、もう1つは基準設定プロセスを採用する方法である。後者のプロセス採用以外の方法は、たとえばプライベートセクターが各々の基準を採用すること、一部の相違の可能性を残したまま公的機関が各々の基準を承認すること、完全にあるいは部分的に各国の基準とIFRSを収斂することなどである。

これまでIFRSの「採用 (adoption)」という用語は、一般的にIASBが公表したIFRS（以下、IASB-IFRS）を会社が自発的全面的に利用することとされている。この自発的全面的にという意味は、IFRS第1号「IFRSの初度適用」で示されている、会社が明確にかつ無条件でIFRSに準拠することと同義である。またIFRSの「採用」に関連した用語として、IFRSへの「収斂 (convergence)」があり、これは、1990年代の終わりに通用し始めた用語である。初期の用語は「調和化 (harmonization)」であり、会計実務の比較可能性を高めるプロセスの意味である。これは国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) が1973年に創設されて以来、四半世紀にわたり使われていた概念である。今日、「収斂」という用語は、高品質を維持し各国の基準との互換性を高めるという意味で通常使われている。

次に各国の上場会社へのIFRS導入方法を順に述べてみる。

1. 「基準設定プロセスの採用」

「基準設定プロセスの採用」は、国際的な基準化の初期の段階で非常に重要な問題として論じられた。1990年代に、IASCは、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions : IOSCO) を説得して、IASC基準を1つずつ検討するのではなく、IASCの基準設定プロセスを採用することによって国際的な基準を承認させるために多く努力をはらった¹⁾。

「プロセスの採用」とは、規制当局が、特定の1つの基準設定者に適切な専門知識と独立性を持っていることを認め、その基準設定者の公表物を会社、例えば、上場会社と非上場会社といった種類ごとに法的に履行させる方法である。これは規制当局が基準を利用する最も簡単な方法である。「プロセス」とは、IASBの基準設定過程におけるデュープロセスのことである。この方法は、実際に国内の基準に対してUSおよびイギリスで利用されている。

IASBの基準設定プロセスを採用している国は、IASBが1つの基準、解釈あるいは修正を公表した時、自動的に上場会社が使うことを要求している。そのため、規制当局が、規制するためこれに対して行動をとる必要はない。実際にこの方法を選択しているのは、今のところ、南アフリカおよびイスラエルだけである。たとえば、イスラ

エルではイスラエルの証券法は、イスラエル会計基準に言及しており、2006年の基準第29号が上場会社に対してIASB-IFRSの利用を要求している。基準第29号は、今後生じるIFRSの改正が自動的に採用されることを規定している²。IASB-IFRSを無条件で採用する方法は、迅速かつ完全にIFRSを適用することになるが、これは国家主権の放棄と考えられるから、一般的でない。そのため、IFRSを導入している国は、多くの場合基準ごとにIFRSを承認している。

2. 「プロセスの採用」以外の方法

ある国が基準設定プロセスを採用することに同意できないか、あるいは、実務的な理由のために不可能であるとすれば、IFRS導入方法に関していくつかその他の方法を考えなければならない。しかしながら、「プロセスの採用」以外のすべての方法は、規制当局による継続的な行動を必要とする。それは、IASBおよび国際財務報告解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC）が、ほぼ毎月IFRSの内容を変更しているからである。それゆえ後述するすべての方法は、それらの国で実際に用いているIFRSが、IASB-IFRSから相違すると思われる。どの方法をとっても、会社がIFRSを利用可能になるまでに、適用の遅延が生じる。プロセスを採用する以外の方法は、主に次の4つである。

(1) 形式的承認方法

カナダの会計基準は、カナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants : CICA）の会計基準審議会（Accounting Standard Board : AcSB）が設定している。カナダでは、2011年から、上場会社の連結財務諸表にIFRSでの開示を義務づけている³。

カナダでは、国家および州の法律は、CICAの会計基準を記載しているハンドブックに付託することを慣例としている。カナダ証券管理局（Canadian Securities Administrators : CSA）は、IASB-IFRSがハンドブックに挿入される前に、CICAのAcSBが翻訳を除いてIASB-IFRSを変更しないと思われると主張している。このため、カナダにおけるIFRSの導入は、プライベートセクターがIASB-IFRSに形式的な承認をする方法をとっている。

(2) 公的機関による承認方法

欧州連合（European Union : EU）の開示制度およびIFRS導入方法は次のように規定されている⁴。2005年から一部のカーブアウト（carved out : 離脱）を伴ってIFRSが上場会社の連結財務諸表に義務づけられている。

またIFRSの導入に際して、プライベートセクター専門グループである欧州財務報

告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group：EFRAG）が入念な手続きを実施している。EFRAGは、パブリックセクター専門グループの基準承認勧告審査グループ（Standards Advice Review Group：SARG）によって監督されており、欧州委員会（European Commission：EC）およびEUの27メンバー国政府の代表で構成されている会計規制委員会（Accounting Regulatory Committee：ARC）の両方と協議を行っている。その協議は、IFRSをEU法の一部にすること、すなわちプライベートセクターが作成したIASB基準、解釈および既存の基準に対する修正の1つ1つを、どんな逸脱もなくEU法に取り入れることである。このようなIFRSの承認プロセスは2002年のIFRS適用命令、すなわちECがEU域内上場会社にIFRSに準拠した連結財務諸表作成を義務づけた命令、において要求されており、基準の承認に時間がかけられている。

結果的にカーブアウトの伴うEUの基準はIASB-IFRSとよばれておらず、EU版のIFRSである。EUのIFRS導入方法は、EUが域内でのIFRSの利用を承認することであり、前節で論じたような「プロセスの採用」とは明らかに相違している。EU版IFRSは主に次の2つの特徴がある⁵。

1. 基準のタイトル、基準番号および用語に変更はなく、基準への追加もEUの承認プロセスで認められていない。
2. EUがIASBの公表物に関して多くの異なった言語の翻訳を承認しているため、必然的に、間違いを含めた翻訳上の問題が生じる。

このようにEUのIFRS導入は、一部の相違の可能性を残したまま公的機関が各々の基準を承認する方法となっている。

(3) 完全な収斂方法

オーストラリアの開示制度およびIFRS導入方法は次のように規定されている⁶。オーストラリア会計基準審議会（Australian Accounting Standards Board：AASB）が会計基準を設定し、財務報告評議会（Financial Reporting Council：FRC）がAASBに助言を与え、オーストラリアの会計基準設定プロセスを監督している。会社によるIFRSの適用状況は、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission：ASIC）によって監視されている。FRCが2002年にIFRS導入を決定し、2005年から上場および非上場のすべての会社を対象にIFRSでの開示を連結に義務づけている。オーストラリアのIFRS導入は、主に次のような3つの特徴がある⁷。

1. 個々の基準の名称を変更している。例えば、IAS7がAASB107となっている。
2. オーストラリアはすべて会社を適用対象としているため、IFRSとは異なるオーストラリア独自の基準、例えば、AASB49「政府ないし政府部門の財務公開」と

いった基準が存在している。

3. 2005年にオーストラリアで最初に導入されたIFRSは、会計方針の選択肢を削除し、1つの会計方針だけを認めていた。例えば、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」から間接法を削除している。その後、2007年に選択肢の削除はAASBによって改訂されている。

このようにオーストラリアのIFRSはIASB-IFRSと相違している。これ以外にも、オーストラリアが導入しているIFRSには、古い自国基準の一部を残したり、AASBの判断でIASBが公表したIFRSの文言を削除したりといった相違も指摘されている⁸。したがって、オーストラリアのIFRS導入はオーストラリアの基準に収斂する方法である。

(4) 部分的収斂方法

オーストラリアより少ない度合いで収斂を達成している多くの事例がある。その1事例として中国が挙げられる。中国での開示制度とIFRS導入への取り組みは次のようである⁹。現在、旧企業会計準則と新企業会計準則が併存しており、新企業会計準則は、現行のIFRSと類似した内容となっている。また、新企業会計準則は2007年から上場会社に強制適用されている。

したがって、中国のIFRS導入は、国の基準とIFRSが部分的に収斂している方法と分類される。Zeffによれば、これは、一部の中国基準がIASB-IFRSに非常に類似しているが、別の基準があまり類似していないためである。類似していない基準の事例として、例えば減損処理が挙げられる¹⁰。資産の減損損失について、IFRSでは、資産を減損処理した後に資産の価値が回復した場合に、のれんを除いて減損損失の戻入れが認められているが、新企業会計準則では、減損損失の戻入れが認められていない。

第2節 「IFRS採用」と比較可能性向上

1. 「IFRS採用」の分析

これまでの分析から、各国がIFRSを導入する方法は様々である。財務情報の比較可能性を向上させるという観点から、「IFRS採用」といえるのは、IASB-IFRSからの逸脱、すなわち例外措置、カーブアウト、発行日の遅れ、翻訳の相違などがなく方法である。図表1に示すように、Zeffは、各国が上場会社の連結財務諸表にどのようにIFRSを導入しているかを検討し、どの国のIFRS導入方法までが、「IFRS採用」に該当するかを、以下のように分析している¹¹。

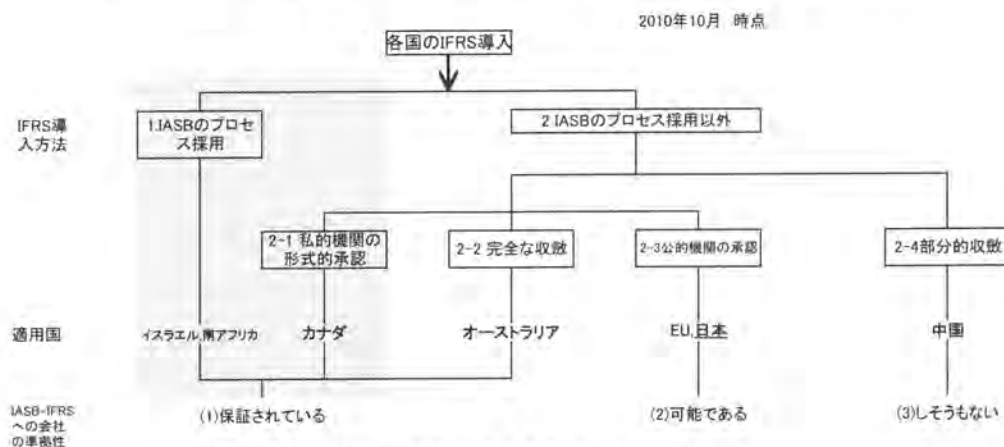
1. カナダでは、速やかにすべてのIFRSの公表物を形式的に承認し、フランス語へ

- の翻訳の間違いないと仮定すると、「IFRS採用」というのは妥当である。
2. オーストラリアでは、基準の名称および原文にさまざまな変更をし、いくつかの開示要求を加えており、最初のうちは会計方針の選択肢を削除した。こういった理由により、このオーストラリアの導入を「IFRS採用」と呼ぶことには誤解を招く。それゆえIFRSへの完全な収斂ということが適切である。
3. EUのIFRS採用は、採用されたというよりはむしろ適応、すなわち部分的採用されたというべきである。

図表1では、各国のIFRS導入方法が2つに大別されることを示している。1.「IASBのプロセス採用」は、各国規制当局がIASBの基準設定プロセスを採用する方法である。これは、IASB-IFRSからの逸脱がないため、明らかに「IFRS採用」である。これには南アフリカおよびイスラエルが当てはまる。2.「IASBのプロセス採用以外」の導入方法では、右側に移るにつれて、IASB-IFRSからの逸脱の程度が大きくなることを示している。この中で「IFRS採用」に分類されるのは、逸脱のないカナダだけである。したがって「IFRS採用」と分類されるIFRS導入方法は、イスラエル、南アフリカおよびカナダであり、図表1で、網かけをしている。このため、IFRSからの逸脱を伴うオーストラリアの方法は、厳密には「IFRS採用」とはいえない。オーストラリアのIFRS導入に関して高田橋教授も、オーストラリアのIFRS導入方法はIFRSをアダプション（全面適用）したとはいえないという問題を取り上げている¹⁹。

次に、国のIFRS導入と関連した問題として、会社のIFRS導入問題がある。これについて、Zeffは、図表1の下層部において、国によるIFRS導入方法と、個々の会社によるIASB-IFRSへの準拠性との関連を検討している¹⁹。個々の会社によるIASB-

図表1 IFRSの導入方法（上場会社の連結財務諸表） 2010年10月時点



IFRSへの準拠性は、主に次の3つに分類される。会社によるIFRSの準拠は、(1) 保証されている、(2) 可能である、(3) しそうもない。さらに個々の分類の中で、予測される問題や事象を次のように検討している。

(1) 「保証されている (Yes)」の分類

- ① IASBのプロセスを採用しているイスラエルあるいは南アフリカでさえ、もし会社が不注意あるいは故意に規則を破るとすれば、その会社がIFRSに準拠しない可能性がある。
- ② オーストラリアで現在、もし会社がオーストラリア版IFRSに準拠していれば、同時にこれらの会社はIASB-IFRSに準拠している。

(2) 「可能である (possible)」の分類

EUにおいて、会社は、IAS第39号のヘッジ会計に関するカーブアウトしているEU版IFRSへの準拠を義務づけられているが、IASB-IFRSに準拠することを要求されていない。そのため会社がカーブアウトを利用しない選択をすれば、IASB-IFRSに準拠可能となる。

(3) 「しそうもない (unlikely)」の分類

IASB-IFRSとあまり類似していない国、例えば、中国では、会社がIASB-IFRSに準拠することは、法律に準拠しない財務報告の作成を意味する。そのため、会社はIASB-IFRSに準拠しそうもない。

このように、個々の会社がIASB-IFRSに準拠することは、「プロセスの採用」以外の方法では保証されていない。したがって、会社によるIFRS導入方法にばらつきが生じている。

財務情報の比較可能性を向上させるため、規制当局は国にIASB-IFRSを採用させる必要がある。このことは、IFRSを導入する際の規制当局による承認等の作業を減らし、各国におけるIFRS適用期日の遅延を避け、会社や利用者への財務情報の明瞭性を高める。

この方法を実施する場合、国の基準がIFRSに代わることになる。これに関して、既にIFRSを利用しているEUの証券規制当局者が次のように指摘している¹⁴。EUが現在のIASBの公表物ごとの承認から、IASBの基準設定プロセスの承認にかかわるには、IASBデュープロセスへの信頼に加えて、これを担保する国際財務報告基準財団 (International Financial Reporting Standards Foundation : IFRSF) のガバナンス向上が不可欠である。

これに対して、デュープロセスやガバナンスの問題については、たとえば、IFRSFが2011年4月に公表した戦略レビューの報告「グローバル基準としてのIFRS : IFRS財団の今後の10年に向けた戦略レビュー」(“Report of the Trustees’

Strategy Review : IFRSs as the Global Standard : Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade”)¹⁵などで重要な検討事項として取り上げられている。

このようなIASBの努力の一方で、多くの国は、承認あるいは収斂のような「プロセスの採用」にかわる代替的なIFRS導入方法をとっている。この方法は、基準の採択に際して政治的な干渉の機会を与え、IASBの公表物を効果的に機能させないようにする。そのため、「プロセスの採用」以外の国でも、財務情報の比較可能性向上を促す取り組みを考えるが必要である。

2. 比較可能性向上の取り組み

IASBがIFRSの導入を促す意味について、会計の基本的目的に立ち返って検討する必要がある。会計の基本的目的は、企業の利害関係者に対して経済的意思決定のために有用な情報を提供することである。有用な情報の内容を決定するために、利用者を決定し、利用者のニーズを決定すべきである¹⁶。IFRS導入に関する情報利用者の主なニーズは、証券市場が今日1つになっているという前提から、世界の財務情報を比較することができ、情報リスクを減らすことによって、資本コストを減らすことである¹⁷。そのために、IASBは高品質の1組の基準を作成し、IASB-IFRSを各国が採用することをめざしている。

しかし現実的には、各国の状況にあわせたIFRSの導入が進行し、「プロセスの採用」以外の方法に分類される国では、IFRSからの逸脱が生じている。このことは、各国のIFRS利用が増えても、必ずしも比較可能性が向上しない可能性を示している。そのために、国際的な基準化の多くの便益を減らすこととなる¹⁸。そこで、主に次の2つの取り組みが考えられる。すなわち、1. 規制当局が上場会社にIFRSの準拠を要求すること、2. 会社とその監査人がIFRSへの準拠を報告することである。

以下これについて検討する。

規制当局は、上場会社にIASB-IFRSに準拠することを要求し、逸脱を認めないことである。しかし、規制当局がIFRSへの準拠に強制力をもたないとこれを実行することは難しい。また、外部の財務情報利用者は、会社が表明したIFRSへの準拠表明を信用することができない。たとえば、EUでは会社と監査人はEU版IFRSに準拠する必要があるが、IASB-IFRSへの準拠を求められていない。このため、外部の利用者は、EUの財務報告を見ても、IASB-IFRSと一致しているのか、あるいはどの程度相違しているのかわからない。これに関して、鷺地IASB理事は次のように指摘している¹⁹。(1) 現時点では、会社がIASB-IFRSを適正に準拠しているかどうかを明らかにする国際的な組織はない。(2) 世界的な規模の監査法人がIFRSの適用をモニターしているが、これらの監査法人は公的な組織ではない。

これに対して、2008年2月にIOSCOは、会社会計方針の根拠としている報告フレームワークの明示と、利用した基準と報告フレームワークがどのような点でIASB-IFRSと相違しているかについて説明を求めているが、十分機能していない²⁰。そのため、現在、会社によるIFRSからの逸脱を防止する手だてがない。これに関して、IFRSFおよびIASBは、先述のIFRSF戦略レビューにおいて、IFRS適用および履行に一貫性をもたせるために、証券監督者および監査人等と連携し、IFRSからの逸脱に対処しようとしている²¹。

また、会社と監査人はIFRSへの準拠を報告しなければならない。これに関連してZeffらの次のような調査がある²²。図表2は、「プロセスの採用」以外の国において、IASB-IFRSに準拠していることを、監査人がどの程度確認すべきかを調べたものである。Zeffらは、2005年から2006年にIFRSに準拠している国（オーストラリア、フランス、ドイツ、スペインおよびイギリス）の5大証券取引所のインデックスに含まれている会社、すなわち各国の証券市場全体の動向を示す代表的な会社255社の監査報告書について、監査意見がローカルIFRSにだけ意見を表明しているか、あるいはIASB-IFRSにも意見を表明しているかを調査した。

その結果、ドイツでは調査会社22%（23社中5社）、イギリスでは調査会社の17%（99社中17社）のインデックス会社は、IASB-IFRSに準拠していることを監査報告書で確認している。しかし、フランスあるいはスペインの監査報告書では、IASB-IFRSに準拠していることを確認していなかった。

図表2 5大証券取引所インデックス会社の監査報告書調査（2005年－2006年）

国	証券取引所	会社数	IASB-IFRSへの 準拠確認会社数	IASB-IFRSへの 準拠の割合
ド イ ツ	DAX 30 (Frankfurt Stock Exchange)	30社	5社 (23社中)	22%
イ ギ リ ス	FTSE 100 (London Stock Exchange)	100社	17社 (99社中)	17%
フ ラ ン ス	CAC 40 (Euronext Paris)	40社	0社	0%
ス ペ イ ン	IBEX 35 (Bursatil Espanol)	35社	0社	0%
オーストラリア	ASX 50 (Australian Stock Exchange)	50社	0社	0%

EU以外の多くの国は、監査人がローカルIFRSあるいはIASB-IFRSでもなく、国のGAAPへの準拠の確認を求める法律あるいは規則がある。調査の対象となった2005年から2006年において、オーストラリアの会社はIASB-IFRSに準拠していたが、監査報告書は一般にオーストラリア基準に準拠しているとだけ述べていた。しかしながら、2007年にオーストラリアの監査基準は、国内基準およびIFRSの両方に言及するよう変更された。

この調査の結果は、会社およびその監査人にIASB-IFRSに準拠していることを証明させない限り、IFRSへの準拠が限定的であることを示している。

このことは、とりわけ「プロセスの採用」以外の国で、IFRSを普及させ、財務情報の比較可能性を向上させるため、会社およびその監査人にIASB-IFRSに準拠していること、またIFRSからの逸脱の程度を表明させる必要性を示している。

このような分析をした上で、次節では、世界のIFRS導入に大きな影響を与えているUSが、どのようなIFRS導入方法をとっているかについて論じる。

第3節 USのIFRS導入戦略

1. IFRSの適用

USでは、FASBとIASBが2002年から会計基準を高品質なものに収斂するために共同作業を行っている。また、2007年からSECはSECに登録する外国企業にIFRSの利用を容認しているが、US企業にはまだIFRSを導入していない。US企業に関して、2008年11月にSECがUS企業へのIFRS適用に関する「ロードマップ」²³を公表した。この中で2014年からUS企業へのIFRSの適用可能性を示している。その後、IFRSに関する主な動向は、図表3に示すとおりである。

2. IFRS導入の方向性

図表3に示しているように2010年2月の「SEC声明」²⁴公表に続き、2011年5月にSECは、USの財務報告システムにIFRSを組み入れるためにコンドースメント (condorsment)」という概念を提案している²⁵。この用語は、2010年12月に、SECのPaul A. Beswick氏のスピーチ²⁶で登場したものである。コンドースメントは、収斂 (convergence) および承認 (endorsement) を結合した用語であり、既存のIFRSは3つに分類し、アメリカの一般に認められた会計原則 (U.S. Generally Accepted Accounting Principles : U.S.GAAP) に収斂させ、新たに公表あるいは修正されたIFRSは、FASBが承認してU.S.GAAPに導入するという概念である。また、FASBは、IFRS組み入れに際して、まれに修正をする場合がある²⁷。これに対して、いくつかの見解があり、たとえば財務会計財団 (Financial Accounting

図表3 USのIFRSに関する主な動向

年 代	事 象	概 要
2010年 2月	SEC；「コンバージェンスとグローバルな会計基準の支持に関するSEC声明」を公表	・「ロードマップ」（2008年）へのコメントを要約し、US企業へのIFRSの組み入れを決定する前に、作業計画を実行し、US企業へのIFRS導入に関して2011年に決定することを表明
2011年 5月	SEC；「US発行者の財務報告システムへのIFRS組み入れの検討に関する作業計画」を公表	・USのIFRS組み入れについて（コンドースメント・アプローチ）を提言 コンドースメント・アプローチの主な目的： 1. U.S.GAAPを維持し、FASBを存続させ、U.S.GAAPにIFRSを組み入れることを促進（組み入れ期間：5～7年） 2. 最終的にUS企業によるU.S.GAAPへの準拠性がIASB-IFRSへの準拠を意味していることを主張 3. 単一の高品質なグローバルに受け入れられる会計基準の達成
11月	SEC；「実務におけるIFRSの分析」および「U.S.GAAPとIFRSとの比較」を公表	・世界でIFRSを利用している183社の財務諸表の分析、およびU.S.GAAPとIFRSの要求事項の差異を分析

Foundation：FAF）は、コンドースメント・アプローチの概念を支持し、さらにこれを精緻化する提案をしている²⁸。

Zeffは、コンドースメント・アプローチに対して、以下のような回答をしている²⁹。「私の見解では、作業計画で示されたプロセスの記述は、US式の収斂の1つであり、EUでみられるような承認、あるいは他の国および地域でみられるような採用の特性を少しも表していない。国内登録者やその監査人がUS GAAPに準拠を確認する場合、『カスタマイズされたUS固有の移行計画』において、FASBがUSの『味つけをした（flavor）』（SECの作業計画での用語）IFRSをつくるプロセスで行うことができる修正を想定してみると、多分多くのIFRSからの逸脱が生じるという状況のもとで、国内登録者および監査人が、そのように味つけられたIFRSに準拠している財務諸表をIASB-IFRSと一致していると考えられるかどうか、私は疑問をもつ。SECの作業計画は、IFRSの修正は『まれであり一般に回避可能である』と勧告しているが、多くなくても一部で生じるであろうことは、USGAAPへのIFRS組み入れは概略的なIFRSにすぎないことを意味する。……外国登録者がForm 20-Fへの調整要求を排除するために、SECは2007年11月15日承認リリースの中で、『IASB-IFRS』に準拠することを確認している。SECは、これらの会社とその監査人の両方に対し、この寸分違わない確認という言い回しを重視している。しかし、SECの作業計画で、

SECは国内登録者に概略的なIFRSへの準拠を確認することを認めるが、完全なIFRSに調整することは要求していない。SECは偽善的であること、すなわち、1つは外国登録者向け基準で、もう1つは国内登録者向け基準という二重基準を黙認することを非難されるであろう」。

このZeffの回答は、次のように解釈できる。

1. USはIFRSをそのまま採用する可能性が低く、独自のIFRS導入の方法を実施する可能性がある。その場合、IASB-IFRSからの逸脱が生じる。
2. SECは、国内登録者に概略的なIFRSへの準拠を認め、IASB-IFRSに調整することを要求していない。そのため、SECは、二重基準すなわち、1つは外国登録者向けIFRSで、もう1つは国内登録者向けのIFRSを黙認することになる。

その後も、USはUS企業へのIFRS導入に関して検討を続けている。2011年11月にSECは、IFRS実務の分析³⁰およびU.S.GAAPとIFRSとの比較³¹の調査結果を公表している。このような流れの中で、2011年12月にSEC主任会計士Kroeker氏が、USへのIFRS導入に関する最終報告書の完成を数ヶ月延期することを表明した³²。このことは、SECが2010年の「SEC声明」で表明した、2011年中にUSへのIFRSの導入決定が延期されたものであると考えられている。このようなUSのIFRS導入の動きは、日本にも大きな影響を与えている。

第4節 日本のIFRS導入戦略

1. IFRSの適用

わが国では、日本基準およびSEC登録会社にU.S.GAAPに準拠した連結財務諸表の作成および開示を容認している。しかし、個別財務諸表作成は日本基準に準拠することを求めている。IFRS導入について、2007年の「東京合意」が行われて、それ以降、日本基準とIFRSとの収斂が進んでいる。また、2009年6月に企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」³³を公表した。ここで企業会計審議会は、日本企業が2010年3月期からIFRSの任意適用を開始し、2012年をめどに上場会社の連結財務諸表に強制適用するかどうか判断することを明記している。これを受けて、金融庁が、2009年12月に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布、施行し、この中で、2010年3月期から一定の要件を満たす上場会社の連結財務諸表にIFRSに準拠した財務諸表の開示を容認している。

『中間報告』公表以後、国内動向やUS等諸外国の動向の変化に伴い、日本へのIFRS導入に関して、2011年6月に金融担当大臣により、強制適用の判断の再検討お

および適用時期の延期の可能性等が提案されている³⁴。

2. IFRS導入方法と課題

IFRS導入方法は、主に上場会社の連結財務諸表へのIFRS導入という観点から行うことができるが、わが国についてみると、一定要件を満たす上場会社が、IFRSを任意適用し、その際、準拠すべき基準は「指定国際会計基準」である。「指定国際会計基準」は、金融庁長官が、「国際会計基準審議会が公表した国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるもの」（連結財務諸表規則第93条、同規則ガイドライン93、告示等）を定め、官報で告示したものである。したがって、わが国ではIFRSを、金融庁長官が「指定国際会計基準」としてIFRS毎に承認し、特定している。このような事実は、わが国が「IFRS採用」に向かう第一歩を踏み出していることを示している。また、このようなわが国のIFRS導入は、図表1で位置づけてみると、IASBの「プロセスの採用」以外のグループに分類される。中でも、EUのIFRS導入方法、すなわち、カーブアウトといったIASB-IFRSとの相違の可能性を残したまま、公的機関（EC）が各々の基準を承認する方法に最も近い。今のところ、金融庁は2010年12月末までのIASB-IFRSを「指定国際会計基準」と呼称している。このため、日本でカーブアウトの問題は生じていない。実際に、わが国では、2011年3月期時点でIFRS任意適用をしている住友商事およびHOYAの監査報告において³⁵、わが国の監査基準にしたがい、IFRSへの準拠を適正と表明している。

今後、わが国においても「指定国際会計基準」とIASB-IFRSとの間で相違が生じる可能性がある。その場合、EU版IFRSのように各国版のIFRSが、財務報告の比較可能性向上を促さないという批判を受けるであろう。

このようにわが国におけるIFRS導入に関して、「プロセスの採用」以外の国で生じる問題、とりわけEUと類似する問題が生じている。具体的には、1. 規制当局が上場会社にIASB-IFRSをどのように準拠させるか、2. 会社とその監査人がIFRSへの準拠の報告をどのようにするか、3. IFRSの翻訳をどのように正確に実施するかの3点が挙げられる。1. 2. については、「プロセスの採用」以外の国がもっている共通の課題への取り組み、すなわち、IFRSからの逸脱を指摘する体制づくりと、逸脱の程度の公開が必要である。3. については、翻訳における概念および言語の間違いを極力減らしていくという対応が求められる。これまで、わが国では、「中間報告」において、IFRS導入に際して、まずIFRSの理解を促すため、日本語に適切に翻訳され、IFRS（日本語翻訳版）が広く認知される必要性を示している。そのため、たとえば、2009年には企業会計基準委員会（ASBJ）内に翻訳委員会が設置され、IFRSの翻訳体制の確立や、翻訳に関するモニタリングがなされている。

むすび

これまで検討したように、各国が上場会社にIFRSを導入方法は、2つに分類される。1つは、IASBの基準設定プロセスを採用する方法であり、もう1つは、プロセスを採用する以外の方法（形式的承認、公的機関の承認、完全な収斂、部分的収斂）である。前者は、各国の規制当局がIASBを基準設定者として認め、IASBのデュープロセスをへて作成されたIFRS等を、直ちに、法律にしたがって会社に履行させる方法である。この方法は特定のIFRSからの逸脱、すなわち例外措置、カーブアウト、発行日の遅れ、翻訳の相違などがないため「IFRS採用」である。南アフリカおよびイスラエルがこの方法をとっている。しかし、多くの国では、国家主権の問題などから、後者の「プロセスの採用」以外の方法がとられている。この中で、「IFRS採用」といえるのは、プライベートセクターがIASBの公表した各IFRSを、形式的に承認するカナダの方法だけである。これ以外の国では、IFRSからなんらかの逸脱が生じているため、「IFRS採用」とはいえない。このような逸脱があれば、今後IFRSの利用国が増えても、財務情報の比較可能性が向上するとは思われない。このことは、IFRSを導入する主な目的の達成に障害となる。すなわち、現在、証券市場が世界で1つになり、財務情報を世界的に比較可能にすることによって、情報リスクを減らし、投資家の資本コストを減らすことにならない。

また、会社によるIASBのIFRSへの準拠性との関連であるが、「プロセスの採用」以外の方法をとっている国では、その国のIASB-IFRSへの準拠は保証されていない。したがって、会社ごとのIFRS導入方法にばらつきが生じる。そのため、IFRSからの逸脱を規制しなければならない。これに対して主に次の2つの取り組みがある。1つは、規制当局が上場会社にIFRS準拠を要求するために、世界の証券監督者および監査人等が連携し、IFRSからの逸脱を指摘する体制を構築すること、もう1つは、会社が財務報告において、IFRSへの準拠を報告し、その監査人がIFRSからの逸脱の程度を表明することである。

IFRS導入に大きな影響を与えているUSでは、現在、収斂と承認をあわせたコンドースメントの方法が提案されている。この方法に対して、一方で、この基本概念を支持する見解がある。他方で、USではIFRSをそのまま採用する可能性が低いため、IASBのIFRSからの逸脱を懸念する見解がある。

また、わが国では、金融庁が、2010年12月末までのIASB公表IFRSを「指定国際会計基準」と特定している。その上で、一定の要件を満たす上場会社に「指定国際会計基準」の任意適用を認めている。現在、5社以上の会社が適用を始めている。このようなわが国の導入方法は、「IFRS採用」に向かうもので、IASBの「プロセスの採用」以外の方法であるが次善の方法である。公的機関がIFRSを承認するEUの方法

に類似している。したがって、上場会社のIFRS導入に関する課題もEUと類似しており、「プロセス採用」以外の国で共通する、IFRSからの逸脱を指摘する体制の構築と、逸脱の程度を表明するという問題に取り組まなければならない。加えて、EUで課題となっているIFRSの概念および用語を正確に翻訳するという問題を共有している。

注

- ¹ Camfferman, Kees and Stephen A. Zeff, 2007, *Financial Reporting and Global Capital Markets: A History of the International Accounting Standards Committee, 1973-2000*, Oxford University Press, pp.323-4.
- ² <http://www.isa.gov.il/Default.aspx?Site=ENGLISH&ID=3160,3604>.
- ³ <http://www.acsbcanada.org/international-activities/ifrs/item48766.aspx>.
- ⁴ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2002R1606:20080410:EN:PDF>.
- ⁵ Zeff, Stephen and Christopher W. Nobes, 2010, "Commentary: Has Australia (or Any Other Jurisdiction) 'Adopted' IFRS?," *Australian Accounting Review* No.53 Vol.20 Issue 2, p.180.
- ⁶ <http://www.aasb.gov.au/About-the-AASB/Organisational-structure.aspx>.
- ⁷ Zeff, Stephen and Christopher W. Nobes, 2010, *op.cit.*, pp.180-181.
- ⁸ 高田橋 範充, 2011「コンドースメントの登場で、米国のIFRS導入が現実味を帯びてきた」
<http://www.nikkei.co.jp/hensei/ifrsnavi/interview/20110713-01p3.html>.
- ⁹ Nobes, Christopher and Robert Parker, 2010, *Comparative International Accounting*, 11th edition, Prentice Hall, pp.319-324.
仁川栄寿, 田雨, 2006「中国における企業会計制度の発展」『経営情報学部論集』中部大学経営情報学部, 第20巻第1・2号, pp.157-173.
- ¹⁰ <http://www.deloitte.com/assets/Dcom-China/Local%20Assets/Documents/0607prcifrshenglish.pdf>.
- ¹¹ Zeff, Stephen and Christopher W. Nobes, 2010, *op.cit.*, pp.181-182.
古賀智敏, 2011『グローバル財務会計』森山書店, pp.11-13.
- ¹² 高田橋範充, 2011「IFRS教育と会計制度の再設計」『会計』第180巻第3号, pp.27-29.
- ¹³ Zeff, Stephen and Christopher W. Nobes, 2010, *op.cit.*, p.182.
- ¹⁴ 新日本有限責任監査法人, 2011「IFRSの過去, 現在, そして未来 - 規制当局からみたヨーロッパ及びオーストラリアにおけるIFRSの適用」『2011年2・3月合併号 国際会計実務の解説 IFRS outlook』p.7.
<http://www.shinnihon.or.jp/services/ifrs/ifrs-commentary/ifrs-outlook/pdf/ifrs-outlook-2011-0203-J.pdf>.
- ¹⁵ IFRS Foundation, 2011, "Report of the Trustees' Strategy Review, IFRSs as the Global Standard: Setting a Strategy for the Foundation's Second Decade," pp.5-6.
藤沼亜起, 2011, 「IFRS財団の次期戦略レビュー, 次の10年を見据えて」『季刊 会計基準』Vol.32, pp.3-5.
- ¹⁶ 鎌田信夫, 2011「会計の本質と会計理論」『経営情報学部論集』中部大学経営情報学部, 第25巻第1・2号, p.85.
- ¹⁷ Zeff, Stephen and Christopher W. Nobes, 2008, "Auditors' Affirmations of Compliance

- with IFRS around the World: An Exploratory Study," *Accounting Perspectives*, Vol.7 No.4, p.280.
- ¹⁸ 向伊知郎, 2003『連結財務諸表の比較可能性－会計基準の国際的統一に向けて』中央経済社, pp. 2-4。
- ¹⁹ 鷺地隆継, 2011「IFRSと各国の基準設定主体」『季刊会計基準』Vol.34, p.4。
- ²⁰ <http://www.iasplus.com/iosco/0802ifrs.pdf>.
企業会計基準委員会, 2011「特別企画 ASBJ オープンセミナー IFRSの最新動向と我が国への導入(第9回)」『季刊 会計基準』Vol.32, p.73。
- ²¹ IFRS Foundation, 2011, *op.cit.*, p.6.
- ²² Zeff, Stephen and Christopher W. Nobes, 2008, *op.cit.*, pp.279-92.
- ²³ SEC, 2008, Release Nos. 33-8982; 34-58960; File No.S7-27-08, Roadmap for the potential use of financial statements prepared in accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. issuers.
- ²⁴ SEC, 2010, Release Nos. 33-9109; 34-61578; Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards. (川西安喜, 2010「グローバルな会計基準に関する米国SECの声明」『季刊 会計基準』vol.29。)
- ²⁵ SEC, Office of the Chief Accountant, 2011a, SEC Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers-Exploring a Possible Method of Incorporation, May 26, 2011.
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>
- ²⁶ Paul A. Beswick, 2010, Remarks before the 2010 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, December 6, 2010.
<http://www.sec.gov/news/speech/2010/spch120610pab.htm>.
- ²⁷ SEC, 2011a, *op.cit.*, p.10.
- ²⁸ Financial Accounting Foundation (FAF), 2011, 'Re: SEC Staff Paper, Exploring a Possible Method of Incorporation (File No.4-600),' November 15, 2011.
<http://www.accountingfoundation.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175823317850&blobheader=application%2Fpdf>
- ²⁹ Zeff Stephen, 2011, 'Comment on the Securities and Exchange Commission's Staff Paper for a Work Plan for Considering the Incorporation of IFRS into the Financial Reporting System for U.S. Issuers,' May 26, 2011, p.3.
- ³⁰ SEC, 2011b, SEC Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers-An Analysis of IFRS in Practice, November 16, 2011.
- ³¹ SEC, 2011c, SEC Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers-A Comparison of U.S. GAAP and IFRS, November 16, 2011.
- ³² James L. Kroeker, 2011, Remarks Before the 2011 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, December 5, 2011.
<http://www.sec.gov/news/speech/2011/spch120511jlk.htm>
- ³³ 企業会計審議会, 2009「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」。
- ³⁴ 自見庄三郎「IFRS適用に関する検討について」2011年6月21日。
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.pdf>.
- ³⁵ <http://www.hoya.co.jp/japanese/investor/d0h4dj0000000bjm-att/d0h4dj00000002or6.pdf>.
<http://www.sumitomocorp.co.jp/ir/doc/2010f/yuho143.pdf>.